

**「千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正（案）」及び  
「千葉市墓地等経営計画審査会設置条例（案）」に対する意見の概要と市の考え方**

No.	意見の概要	市の考え方	原案修正
1	<p>最低面積の基準をなくすことは、たとえ墓地経営の永続性の担保という狙いがあったとしても、事業者に対する規制緩和であるため反対する。</p> <p>また、区画数が増えることで、管理不全の墓地の増加等が懸念されるため、墓地経営の観点から必要な指導ができるようにするべきと考える。</p>	<p>今回の改正は、小規模区画に対する市民ニーズへの対応、及び平成19年の条例改正後の墓地規制の不均衡の解消を目的としているものです。</p> <p>ご懸念の点に関しては、区画変更の届出の際、施設基準への適合の他、適正な維持管理の実施についても確認を行い、必要な指導を行ってまいります。</p>	なし
2	<p>今後新規墓地の供給が難しくなることが予想されるため、既存墓地の有効利用が考えられるが、その対応の一つとして、条例の施設基準として規定している緑地帯等の幅を狭くする等の緩和をお願いする。</p> <p>墓地の有効利用及び健全な墓地経営のために必要である。</p>	<p>今回の「千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正（案）」に関わる内容ではありませんが、今後の参考とさせていただきます。</p>	—
3	<p>10,000㎡以上の墓地において、墓地の面積に対する墳墓面積の比率は1/3以下と制限されているが、この比率の緩和をお願いする。</p> <p>今のままでは、墓地の敷地の1/3以上は墳墓を作ることができず、墳墓以外は緑地、通路、駐車場等の墳墓以外の施設を作ることになり、墓地の有効利用ができない。</p>	<p>今回の「千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正（案）」に関わる内容ではありませんが、今後の参考とさせていただきます。</p>	—
4	墓地使用予定者名簿の廃止。	<p>今回の「千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正（案）」に関わる内容ではありませんが、今後の参考とさせていただきます。</p>	—